

土壌汚染対策法が一部改正・施行されました。(2018年4月1日)

【土壌汚染対策法一部改正の概要】(環境省HPより抜粋)

土壌汚染に関する適切なリスク管理を推進するため、土壌汚染状況調査の強化を図り、都道府県知事が汚染の除去等の措置内容の計画提出を命ずることとするとともに、一定の要件を満たす区域における土地の形質変更の届出及び汚染土壌の処理に係る特定制度の措置を講じる。

(2017年5月19日交付 2018年4月1日一部施行)

背景

平成21年改正法(22年施行)の施行状況を点検した結果、以下の課題が明らかとなった。

【課題1】土地の汚染状況の把握が不十分

工場が操業を続けている等の理由により土壌汚染状況調査が猶予されている土地において、土壌汚染状況の把握が不十分であり、地下水汚染の発生や汚染土壌の拡散が懸念。

【課題2】汚染の除去等の措置に係るリスク管理が不十分

汚染の除去等の措置が必要な区域において、適切な措置が計画・実施されていない場合、是正の機会がなく、リスク管理が不十分。

【課題3】リスクに応じた規制の合理化が必要(※)

臨海部の専ら埋立材等に由来する汚染のある工業専用地域は、健康被害のおそれが低い、大規模な土地の形質変更を行う場合は、その都度、届出・調査が必要。

基準不適合が自然由来等による土壌であっても、区域外に搬出される場合には、汚染土壌処理施設での処理が義務付けられており、工事に支障。

【参考】現行の土壌汚染調査・対策の流れ

調査

- 有害物質使用特定施設の使用の廃止時(操業を続ける場合猶予)
- 大規模な土地の形質変更時 等

汚染あり

区域指定

- ①要措置区域
(汚染の除去等の措置が必要な区域)
→ 都道府県知事が措置を指示
- ②形質変更時要届出区域
(汚染の除去等の措置が不要な区域)
→ 土地の形質変更を行う場合は、その都度、届出が必要

汚染土壌の搬出規制

- ①②の区域内の土壌の搬出の事前届出
- 区域外搬出は汚染土壌処理施設での処理のみ可能

【土壌汚染対策法を一部改正する法律の概要】

- 1.土壌汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大(第3条)
- 2.汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設等(第7条)
- 3.指定区域内のリスクに応じた規制の合理化(第12条、第16条、第18条)

- ①臨海部の工業専用地域の特例
- ②自然由来基準不適合土地の取扱い

4.その他

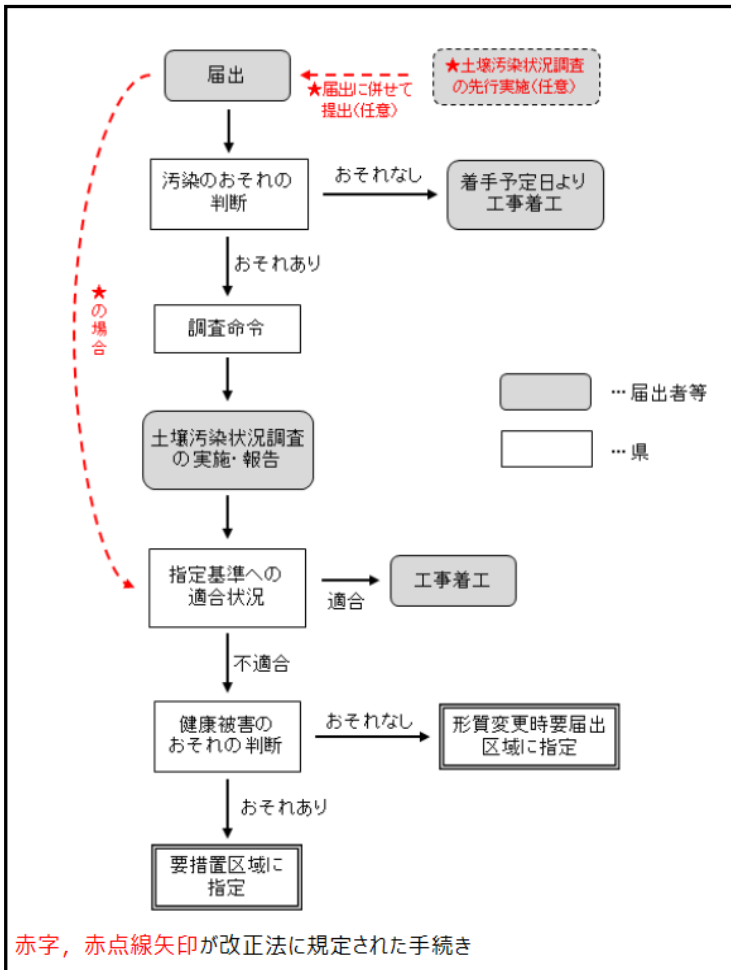
土地の形質変更の届出・調査手続きの迅速化、有害物質使用特定施設設置者による土壌汚染状況調査への協力に係る規定の整備等

【1~3は、交付日(2017年5月19日から2年以内、4は2018年4月1日施行)】

土壤汚染対策法が一部改正・施行されました。(2018年4月1日)

【2018年4月1日 第1段階施行の内容】

法第4条(3,000㎡以上の土地の形質変更)の手続きにおいて汚染のおそれを的確に捉え、迅速に行政判断を行えるようにするため、事業者は当該土地の所有者等の全員の同意を得て、特定有害物質による汚染の状態について、予め指定調査機関に調査させて、土地の形質変更の届出に併せてその結果を都道府県知事等に提出できるようになりました。



【事後に講ずるべき措置等】

本規定により当該土地の土壤汚染調査の結果を提出した場合は、改正法第4条第3項の土壤汚染状況調査結果の報告の命令対象とはなりません。ただし、土壤汚染状況調査の方法や結果に不備がある場合や、土地の形質変更に着手する時点での土地の汚染状態を反映していないものについては、調査結果の報告を命じられることがあります。